

令和 6 年度一般財団法人沼尻みらい子ども育成財団事業報告書

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 4 日)

1. 法人概要

- ・法人名：一般財団法人沼尻みらい子ども育成財団
- ・所在地：茨城県つくば市榎戸 783 番地 12
- ・設立年月日：令和 5 年 3 月 13 日
- ・代表理事：沼尻年正
- ・役員構成：理事 3 名、評議員 3 名、監事 1 名

2. 事業活動の目的

- ・経済的理由で就学困難な子供たちに対して教育機会を保障し、未来に向かう子供たちを応援するとともに、それを通じて社会の未来を育むことに貢献する。
- (1) 中学生から大学生までを対象とした学生への自立奨学金支援事業
- (2) 前号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

3. 令和 6 年度の事業報告

(1) 事業状況

①奨学金事業

令和 6 年度に於ける奨学金事業は、同年 3 月 19 日付の選考委員会で審査、同年 3 月 22 日付の理事会で承認を経て 17 名の奨学生を決定。同年 4 月 1 日付で合格通知を発送、同年 6 月 31 日付で奨学金初回給付。

令和 7 年度における奨学金事業については、令和 6 年 9 月 25 日付の選考委員会で 2025 年度奨学生募集要項、奨学金支給規定、および奨学生選考基準の改正について承認、同年 10 月 3 日付の理事会で承認。同年 12 月 1 日より、2025 年度奨学生募集を開始（募集期間は 2025 年 1 月 10 日迄）。

②情報公開

当財団ホームページに、設立趣旨や法人概要を掲載するとともに、奨学生の募集要項を掲載することで、不特定多数の学生に応募の機会を与えた。

③公益認定の取得

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に準拠し、令和 6 年度中の公益財団法人の認定取得を目指す。

(2) 役員会等に関する事項

開催年月日	区分	議事事項
令和 6 年 6 月 11 日	理事会	【決議事項】 第 1 号議案：令和 5 年度事業報告並びに計算書類の承認 →議案通り、承認可決された。 第 2 号議案：令和 6 年度の事業計画および収支予想の承認 →議案通り、承認可決された。 第 3 号議案：沼尻産業株式会社と一般財団法人沼尻みらい子ども育成財団との出向契約締結の承認 →議案通り、承認可決された。 第 4 号議案：株式会社沼尻 HLDGS と一般財団法人沼尻みらい子ども育成財団との事務所賃借契約締結の承認 →議案通り、承認可決された。
令和 6 年 6 月 26 日	理事会 (書面 決議)	【決議事項】 議案：代表理事選定の件 →議案通り、承認可決された（代表理事：沼尻年正）。
令和 6 年 6 月 26 日	評議会 (書面 決議)	【決議事項】 第 1 号議案：令和 5 年度事業報告並びに計算書類の承認 →議案通り、承認可決された。 第 2 号議案：令和 6 年度の事業計画および収支予想の承認 →議案通り、承認可決された。 第 3 号議案：理事選任の件 →議案通り、承認可決された（理事：沼尻年正、山口やちゑ、平塚知真子）。
令和 6 年 9 月 25 日	選考委員会	【決議事項】 第 1 号議案：2025 年度奨学生募集要項の改正 →議案通り、承認可決された。 第 2 号議案：奨学金支給規定の改正 →議案通り、承認可決された。 第 3 号議案：奨学生選考基準の改正 →議案通り、承認可決された。
令和 6 年 10 月 3 日	理事会 (書面 決議)	【決議事項】 第 1 号議案：主たる事務所移転の承認 →議案通り、承認可決された。 第 2 号議案：奨学生募集にかかわる各規程等の承認 →議案通り、承認可決された。 第 3 号議案：寄付金受領を取扱についての承認

		→議案通り、承認可決された。
令和6年 10月15日	理事会 (書面 決議)	【決議事項】 第1号議案：出向契約締結にかかる利益相反取引の承認 →議案通り、承認可決された。 第2号議案：事務所賃借契約締結にかかる利益相反取引の承認 →議案通り、承認可決された。

以上

事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項はない

以上